

平成 23 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、平成 23 年 9 月 12 日第 6 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	金 子 勇 一 郎	班 長 兼 副 主 幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	福 祉 課 長	齋 藤 洋
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行
社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八	消 防 本 部 消 防 次 長	柳 橋 稔
監 査 委 員	佐 藤 正 行		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成23年9月12日（月曜日）午前10時開議

- 第1 報告第7号 健全化判断比率及び資本不足比率の報告について
- 第2 議案第61号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第62号 にかほ市牧野管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第63号 にかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第64号 にかほ市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第65号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第66号 平成22年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第67号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第68号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第69号 平成22年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第70号 平成22年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第71号 平成22年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第72号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第73号 平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第74号 平成22年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第75号 平成22年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第76号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）
- 第18 議案第77号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
- 第19 議案第78号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）
- 第20 議案第79号 平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第80号 平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第81号 平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第82号 平成23年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第83号 平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 議提第4号 原子力発電からの速やかな撤退及び自然・再生エネルギーの本格的な導入に関する意見書
- 第26 一般会計決算特別委員会の設置
- 第27 一般会計予算特別委員会の設置
- 第28 議案及び請願・陳情の付託

第29 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は佐藤代表監査委員の出席をいただいております。

日程第1、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告1件、日程第2、議案第61号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第24、議案第83号平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）までの議案23件、計24件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終わります。

次に、議案第61号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 議案第61号ですが、三つ質問あります。第34条の7、適用下限額を引き下げていくということですが、ふるさと納税とか、あるいはフェライト子ども科学館への寄附とか、こういうものが該当していくのだと思いますので件数——ふるさと納税を中心に考えれば、そんなにプラスにはならない、件数としては多くないと思いますが、どういう数になるかというのが一つ目。

それから、上場株式の配当譲渡の特例期間の延長がまた行われるわけですけれども、これ、市内の該当数が分かりましたら、その額と一緒に質問します。

三つ目が、言葉の内容、特定中小会社というふうにあります。どういう会社で、市内の会社ではこういうところだというふうな内容等の説明をお願いします。以上3点です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第 61 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、御質疑にお答えいたします。第 34 条の 7 の適用下限額の引き下げによりまして、平成 23 年度課税、平成 22 年中の収入ベースでございます。2,000 円以上の寄附者としては 34 名の方が該当となります。このうち下限額が 2,000 円と引き下がることによりまして新たに該当となる方は、この 34 名分 5 名の方でございます。この 5 名の方は 5,000 円以下の 2,000 円以上寄附された方ということになります。

それから、上場株式の配当譲渡の特例期間の延長により該当する方と所得額でございますが、平成 23 年度課税ベースで配当所得該当者は 6 名、26 万 7,396 円、譲渡所得該当者は 23 名で 1,884 万 2,565 円です。なお、特例税率は本来 3%のものが 1.8%となるものでございます。

次に、特定中小会社ということでございますが、租税特別措置法第 37 条の 13 第 1 項に掲げる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律というものがございまして、その第 7 条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社等でございます。一般的にはエンジェル税制とも言われておりまして、一定の要件を満たすベンチャー企業に対する特例制度でございます。課税の特例については、経済産業局長が発行した証明書等により、特定中小会社かどうかを判断して申告を受けることとなりますが、これまでにかほ市において深刻を受けたものはございませんでした。なお、税務署で申告し、にかほ市に送付されたものにつきましても、特例後の金額が記載されているため、該当者の把握は税務課ではできておりません。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号にかほ市牧野管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号にかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。2 番鈴木敏男議員。

●2 番（鈴木敏男君） この議案につきましては先般の説明で県の改正に伴うものというような、こういう説明をしていただきました。にかほ市にこの風致地区というのは、どのようなところで、そして現在、どのような状況なのか、その概況をお伺いいたします。

それから、今般のこの改正では面積が 10 ヘクタール以上も、そのにかほ市で処理できるというようなこういう説明でございましたけれども、今までのこの条例を超えるようなこういう事例があったのかどうかお伺いいたします。

それから、3 点目は、昨年三つのそれぞれの旧町の都市計画が一つになったというふうなこういう報告がございました。都市計画、一つになったというこういう変更がされております。その後、用途地域の見直しをされているようでございますけれども、この都市計画区域とのこの風致地区との関連はどういうものなのかお伺いいたします。以上 3 点お願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） お答えいたします。最初にかほ市の風致地区の概況と都市計画区域との関連についてであります。風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区の一つです。いわゆる住居地域や商業地域と同様の用途地域の一つでありまして、都市計画区域内における良好な自然景観を形成している土地について、これを計画的に保存し、都市の環境保全を図るために定めるとされております。風致地区においては、条例により建築等の行為が制限され、建物の建ぺい率や高さ、宅地の造成、樹木の伐採などを行う場合は市長の許可を受けなければなりません。当市においては、昭和34年に旧仁賀保町で大沢川河口、面積にして約1.7ヘクタール、これが大沢風致地区として指定されております。また、もう一つが琴浦川河口、面積にして0.5ヘクタール、これが琴浦風致地区と指定されております。また、昭和49年に金浦風致地区、これは観音瀧と竹嶋瀧合せて面積が43.8ヘクタール、この3ヵ所が都市計画決定されております。

なお、金浦地区については、規制要件が異なる第1種と第3種に分かれておりまして、竹嶋瀧周辺30ヘクタールが第1種として建ぺい率等が厳しい地域となっております。また、観音瀧周辺13ヘクタールについては、規制が第1種に比べ緩い第3種と規定されております。

次に、これまでの条例で対応できなかった事例があったかという、10ヘクタール以上のところでの申請があったかと解釈いたしますけれども、合併後の平成17年10月1日以降の申請件数は、金浦風致地区で建物の改築に伴うもの1件がありました。

なお、にかほ市の各地域地区については、事務報告書の202ページから203ページに掲載されておりますので、御参照願いたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号にかほ市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 21ページであります。これまでの経緯を見ますと、706人から650人になり、そして今回の改正では610人に改正する提案です。5年間で96人の減員です。定員数の減員が検討された中で、団員等の報酬額、団員は年2万1,400円になっております。——が、検討されたのか伺います。それから、県内の消防団員の報酬と比較して当市の団員等の報酬額はどのくらい、どの位置にあるのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） お答えいたします。定員数の減員に当たっては、消防団幹部会議に諮り、基本団員の確保を優先しながら支援団員による補充にも努めることを条件に、各班の実員数に基づき定員数を見直ししましたが、団員報酬額については対象検討としておりません。

なお、御質問のにかほ市消防団員の報酬額と県内消防団員の報酬額との比較ですけれども、県内25市町村の消防団中、団員の報酬は上から7番目、県内平均1万8,532円です。班長の場合は上から10番目、県内平均2万559円、部長は9番目、県内平均2万828円、副分団長は5番目、県内平均2万8,880円、分団長は6番目、県内平均3万4,928円、副団長も6番目、県内平均4万2,459

円、団長は7番目、県内平均6万2,340円と、県内では比較的高いほうの報酬額となっております。

●議長（佐藤文昭君） 次に、17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） この団員の数でございますけれども、団員の適正規模、条例に旧7カ町村ですか、それに割り振りしてあるんですが、団員の適正規模というのはどのようにして定めているのかと。それからもう一点は、地域的なバランス、そういったものはどういう考慮がなされているのかということをお伺いします。

先ほどこの定員の関係でも、ちょっと同僚議員からお話があったんですが、平成17年10月、706名、平成18年9月に650名、それから610名と、こういうふうに——質問もあったんですが、さらにこの基本計画、これを見ますと、平成17年度実績で600人、じゃあその600人を平成23年度の目標として650人にする、こういうふうな基本計画ではそういうふうになっております。当局の説明では、現状として590人台で推移しているという説明がありました。それで最初に申し上げましたとおり、適正規模の基準、こういったものがあるのかどうかと。どういう適正規模で定めているかということと地域的なバランス、そういったものはどういうものかと、最初にこの2点についてお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 団員の適正規模はどのようにして定めているかについてでございます。にかほ市として3町合併当時は定数が706名でございましたが、平成18年9月に650名へと定数改正しております。各議員に配付しました消防概況に記載しておりますが、これまで仁賀保地区消防団発足当時からにかほ市消防団となりました今日にかけて幾度も定数改正を行ってまいりましたが、これはその都度そのときの実員数に近い定数に変更してきたものでございます。議案の補足説明でも申し上げましたが、非常備消防費、災害補償費の掛金が消防団員の数による掛金額となっており、実員数に近い掛金にするため削減するというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

今後、消防団員が増加に転ずることがありましたならば、迅速に対応してまいります。

消防団の適正規模につきましては、機械器具を運用する上での必要要員としまして、消防ポンプ車には1台当たり20名、小型ポンプには1台当たり15名を配置するのが理想的とする考え方であります。

また、地域バランスについてでございます。1分団から7分団まで各地域人口と消防団員数を比較しますと、消防団員1人当たりの人口は1分団129人、2分団18人、3分団30人、4分団64人、5分団79人、6分団32人、7分団18人となっております。象潟元町と平沢が1人当たりの人口が多くなっております。にかほ市の平均では1人当たり53名となっております。にかほ市のこの平均を秋田県の平均と比較しますと、同じく秋田県も平均53名となっております。

●議長（佐藤文昭君） 17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） もう一点お伺いいたします。団員については条例で団長の推薦ですか、それに基づいて市長が任用すると、こういうふうになっておるようでございます。経費の点は分かりますが、昨今のこの防災——防災といえますか災害の状況、これを見ますと、防災よりもこの

減災と申しますか、こういうものにかなりウエイトを置くべきでないかというふうな考え方などがいろいろ出ておるわけでございます。そうなりますと、やはりこの自主防災組織、こういうふうなものの活動支援、これが非常に重要なことじゃないかなというふうに考えるわけでございます。そうなりますと、そこの中のやはりこの団員、団員がおるといのは非常に心強いのではないかなというふうに考えるわけでございます。基本計画のまちづくりアンケートでも、約3分の2の市民が健康で安心して暮らせるまちを望んでいると、こういう市長の答弁もありました。そういった点から見ますと、余り安易にやっているのではないでしょうけれども、この団員の数というものについて、もうちょっと市としてのこの方向性といいますか、方向性を持ちながら、この団と相談するといいますか、そういう必要があるのかなというふうな感じがしますが、その点についてはどういふものでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） —— 御質問の消防団員の方向性という質問については、この質疑通告書の内容とちょっと違うかなと思いますけれども、今後 —— これまでにかほ市消防団では団員減少を食いとめるために団員の少ないところでは機能別団員や、ほかに女性消防団員登用など、そのような方向で消防団員の減員は食いとめてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時26分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） 前の議員の質問で人員等については若干分かりましたけれども、にかほ市のこの人口、あるいは面積に照らし合わせて、今、減員が —— 消防団員と水防団員が減員するわけでございますが、この面積、あるいは人口に対して、ふさわしい人員など、一つの目安などあるかどうか、その辺お伺いいたします。

それから、別表を見ますと —— 。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員、それは後で、最初だけお願いします。答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） にかほ市の人口や面積等にかんがみ、ふさわしい人員などの目安はありますかとのことでございますけれども、総務省消防庁の消防力の整備指針、これ第38条に消防団の人員総数に関する記述がございます。この中で団員数の計算方法が定められておりまして、自動車ポンプ搭乗人員と小型ポンプ操作人員、これに大規模災害等で住民の避難・誘導に必要とされる団員数を加えた数値で、にかほ市の場合のこの算定数値はこれで計算しますと、報告した数値は1,503人となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） なお、鈴木敏男議員から出ている2番目の項目については、議案第65号の

中でお願ひします。

これで議案第 64 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 65 号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。2 番鈴木敏男議員。

●2 番（鈴木敏男君） そうすれば、別表を見ますと部長が 25 名から 45 名に増えるというような、こういうふうな改正でございます。そういうことを思いますと、この組織内の体制に変化があるのかどうか、その辺変更があるのかどうか、その辺一点お伺ひいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 部長の数についてであります。平成 14 年に消防団組織検討委員会からの報告により、消防団では平成 17 年から消防団の組織については 20 部 46 班に組織再編し、消防団活動を行ってまいりました。その後、寺田と飛が私立消防となり、現在は 20 部 44 班の体制となっております。それまでは 46 部で部長が 46 人であったのを 20 部 46 班に再編したために、部長は 20 名となったわけでありまして、再編後 5 年が経過しましたが、運用しているうちに不都合な点が出てまいりまして、各班に部長を置くように改正したものでございます。

不都合な点というのは、各部 2 班から 3 班、このうちから 1 名の部長ということで選出しておりましたが、部長が他の班と交代するときに、それまで部長が出ていた班の部長は退職するか、または降格しなければならず、その下の副部長、班長についても影響が及んでいくということで、団幹部や団員から改正してほしいとの要望が多かったためでございます。ほかに集落の消防団の代表でもあることから、部長の名称を使わせてほしいとの要望もあったことから、消防団幹部会議に諮りまして今回の定数改正で、あわせて別表も改正するものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これでは議案第 65 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 66 号平成 22 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、あわせて平成 22 年度決算審査意見書についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 5 点にわたって質問しておりますのでお願ひします。

最初に、歳入歳出決算書の中で市税の不納欠損額は 3,372 万円となっております。ちなみに平成 21 年度が 1,865 万円、平成 20 年度が 3,229 万円、平成 19 年度が 1,227 万円、平成 18 年度は 747 万円ですから、この 5 年間で 1 億 440 万円になります。平成 22 年度の不納欠損の理由別内訳について伺ひます。

次に、雑入の自動販売機の電気料と販売手数料については一覧表をいただきました。平成 21 年度の決算に当たって質問したところ、指摘されたとおりに統一されていないということで、行政財産使用条例に基づいた使用料と電気料などの収入は雑入に区分して、分かりやすいように順次見直していくと答弁されております。そこで、見直し作業が行われたのか伺ひます。平成 22 年度決算書では、象潟公民館の自動販売機手数料が雑入からなくなり、ひばり荘が新たに計上されております。自動販売機が設置されている施設ごとの財産利用ということでした。質問は、見直しがどういう形にやられたのかであります。

それから、146 ページです。環境衛生費の斎場管理委託費についてであります。青松苑と象潟斎場に 913 万 1,000 円と 657 万 9,000 円が決算として出ています。火葬実績は、人が 380 件、動物が 95 件となっています。それぞれの実績を伺います。また、平成 21 年度決算の質疑で平成 22 年度中に指定管理者制度に移行するための検討をすると答弁をされておりますが、検討がされたのか伺います。

それから、206 ページであります。消防費の常備消防費についてです。事務報告では、住宅用火災警報器等の普及促進のために自治会長に設置のお願いや看板、のぼり旗、消防広報紙による周知などを行われております。消防庁によると最新情報では、義務化後の調査で全国の設置率が 71.1%、秋田県は 62.3%となっております。にかほ市の設置率は何%になっているのか伺います。また、消防年報では平成 22 年度の住家の火災は 7 件となっております。火災による死亡者は 1 名、負傷者 2 名となっておりますが、住家火災の中で火災警報器を設置されているのかどうか伺います。

234 ページです。社会教育費についてであります。人材バンク事業については、教育委員会に関する事務の点検評価報告書によれば、平成 21 年度・平成 22 年度とも利用回数がゼロです。しかし、人件費は 40 万円と 39 万円の決算額となっております。事業の評価の必要性として、縮小、または休止・廃止した場合の影響は大きいかの問いについては、影響はほとんどないとあります。評価されております。しかし、事業の方向性については、やや拡大するとあります。点検・評価に当たって、評価委員と人材バンク登録者や生涯学習奨励員との意見交換等を行われてこのような評価になったのか、また、決算額は人件費となっておりますが、人件費の内容について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは 1 点目の不納欠損額の理由別内訳について御説明いたします。地方税法第 18 条第 1 項、これにつきましては 5 年時効を迎えたものでございます。222 件、809 万 7,739 円でございます。また、地方税法第 15 条の 7 第 4 項、滞納処分執行停止後 3 年を経過したものの、46 件、146 万 1,910 円。次に、地方税法第 15 条の 7 第 5 項、即時欠損でございます。納税義務者が死亡し、相続人がいない、または相続放棄により納付する者がいない、あるいは会社が倒産して不動産が競売にかかっても優先配当等があるというようなことで市には配当がなく、ほかに換価するものがないなどによるものが 80 件、2,416 万 655 円でございます。このうち固定資産税が 2,317 万 703 円でございますが、この固定資産税の中には会社の倒産によりまして交付要求はしてあったんですが配当がなかったということで、1 件で 2,085 万 6,089 円の不納欠損が発生してございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 次に、自動販売機の電気料と販売手数料でございます。これにつきましては、昨年度の 9 月定例会におきましても御指摘を受けたところでございますが、自動販売機の使用料、電気料、販売手数料の適正な歳入への計上についての関係で御説明いたします。

お手元に配付しました一覧表でございますが、これを御覧いただきたいと思います。28 施設で清涼飲料水については 60 台、たばこについては 2 台、軽食用が 1 台ということで、合計 63 台となっております。また、平成 22 年度のそれぞれの収入合計では使用料が 25 万 6,617 円、電気料が 178

万 3,881 円、販売手数料が 37 万 1,814 円で、合計では 241 万 2,312 円となっているところでございます。これは一覧表の一番下段のとおりでございます。

一覧表には支出ごとに自動販売機の使用料、電気料、販売手数料の順に掲載してございますが、歳入の現在の状況につきましては、六つのパターンで徴収しているのが実情でございます。その内容といたしましては、表の上から順に、一つ目は自動販売機が設置されている施設、あるいは敷地の使用料について、市の行政財産使用料徴収条例に基づき算出した行政財産使用料、それに電気料については使用した実費を雑入で徴収、さらに設置業者と協定を結んで売り上げの割合で徴収する販売手数料のすべてを徴収しているケース、二つ目のケースとしては、使用料と電気料は徴収しておりますが販売手数料は徴収していないケース、三つ目は使用料は徴収しないで販売手数料と電気料を徴収しているケース、四つ目としては電気料と販売手数料は徴収しないで使用料のみ徴収しているケース、五つ目は使用料と販売手数料は徴収しないで電気料のみ徴収しているケース、六つ目としては使用料と電気料は徴収しないで販売手数料のみ徴収しているケースでございます。この中には一部行政財産使用料の中に電気料を含めて徴収しているケース、また、市が管理している県の施設に自動販売機を設置しているような場合は、やはり行政財産使用料としては徴収できないことから、販売手数料として雑入で徴収しているケース、さらには秋田県肢体不自由児父母連合会の依頼によりまして設置して、行政財産使用料あるいは手数料は免除として電気料のみ徴収しているケースも入っております。

このように自動販売機の使用料、電気料、販売手数料の徴収方法につきましては、以前と変わらない状況ではございますが、竹内議員御指摘のとおり課所等により歳入予算への計上方法が一部不適切でありましたので、平成 22 年度中におきましては歳入予算への適正な計上に努めたところでございます。この結果、平成 22 年度決算書では象潟公民館の販売手数料が雑入からなくなったとのことでございますが、決算書の 27 ページの下段を御覧いただきますと、御指摘に基づき見直しを図った結果、施設の貸付にかかわる使用料であったため 13 款 1 項 8 目教育使用料の 3 節行政財産使用料に移動したものでございます。

また、決算書 67 ページの中段、やや下に、ひばり荘自動販売機電気料 6 万 2,166 円が新たに計上されているとのことでございますが、平成 21 年度も同様に雑入に計上しておりましたが、備考欄の説明が自動販売機電気料となっていたものでございます。

なお、行政財産使用料、販売手数料の額につきましては、一覧表で御説明申し上げましたとおりでございますが、これについては旧 3 町、あるいは一部事務組合の考え方、そのときどきの担当者の判断等で、また業者の関係もございしますが、契約されて合併後も引き継がれてきているものでございます。歳入項目への適正な計上につきましては、平成 22 年度中に行ったところではございますが、今後とも統一されていない自動販売機の使用料、あるいは手数料の徴収方法について、これまでの経緯もあって、また相手方もあることでございますので、今年度中にさらに検討を重ねまして、一定の方向性を示してまいりたいと考えているところでございますので、もう少し調整のための時間をいただくこととして御理解をお願いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 146 ページ、環境衛生費の斎場管理委託費についてです。まず、お答えする前に平成 22 年度の事務報告書の記載内容に誤りがありましたので深くお詫び申し上げます。その誤りは、事務報告書の 106 ページ、5)斎場の委託内容を掲載してございますが、その欄外に米印で火葬実績がございまして、これが前年度のデータが修正されないままとなっておりますので、正しくは人が 386 件、動物が 112 件となっております。申し訳ございませんが、訂正方をお願いいたします。

御質問の両斎場の実績でございますが、平成 22 年度の火葬件数の実績としては、人の火葬件数が仁賀保斎場青松苑が 197 件、象潟斎場 189 件の合計 386 件となっております。動物の火葬につきましては、象潟斎場のみの 112 件となっております。

次に、指定管理者制度に移行するための検討ということでございますが、移行についての問題点や両斎場の管理形態の統一について検討を重ねてまいりました。しかし、指定管理者制度については二つの問題点がございました。一つは収入と支出のバランスでございます。平成 22 年度の収入は斎場の使用料として 61 万 4,000 円となっております。一方、支出では管理及び保守管理委託だけでも約 1,800 万円、その他、毎年火葬炉ブロックの打ち替え工事等に数百万円支出されております。これによりまして、斎場の運営費はほとんどが一般財源で賄われている状況となっているものであります。二つ目は、火葬料金の問題であります。指定管理者制度を導入した場合、火葬料金の決定については指定管理者の裁量権となることから、極めて公共性が強い火葬の料金についての決定システムが変わることになります。以上のような点についていろいろ検討いたしましたけれども、現段階での指定管理者制度導入については、営利目的の民間業者が代行していくには困難があると考え、見送ったものであります。

なお、平成 23 年度におきましては、両斎場の管理形態が異なることを改めまして、両斎場とも同じ管理形態にして運営しているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 住宅用火災警報器のにかほ市の設置率と住家火災での設置の有無についてお答えします。本年 6 月からすべての住宅に設置が義務化となっており、5 月末時点の設置率でございます。にかほ市の調査結果を総務省消防庁に報告し、これをもとに消防庁から発表された平成 23 年 6 月時点のにかほ市の設置率は 64.1%となっております。秋田県では秋田市、能代市、北秋田市に次いで県内 4 番目の設置率となっております。

次に、平成 22 年中の住家火災についてでございます。住家の火災は 7 件ですが、7 件すべての住家に住宅用火災警報器が設置されておりました。この 7 件の火災で火災警報器が鳴動されたと思われる火災は 2 件ですが、鳴動の確認はされておられません。他の 5 件については、鳴動するまでに至らなかった火災であります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 5 項目目の人材バンク関連についてお答えいたします。生涯学習人材バンク制度は、平成 20 年度に創設しております。広報やホームページ、各種会合等において利用普及に努めてきました。しかし、御指摘のとおり、これまで創設当時、問い合わせは数件ありました

けれども、残念ながら講師が実際に集落等に出向いた回数はありませんでした。このことを踏まえ、平成 22 年度事業として人材バンクを事務事業評価の対象として選定いたしております。事業評価の項目のうち、必要性に関して縮小・休止・廃止した場合の影響は大きいかという設問に対して、担当課では、学校や地域、団体等での人材バンクに登録されている講師の利用申し込みがないことと公民館事業における生涯学習等で人材バンクの登録者と同じ方に以前から各種講座等に講師をお願いしていること、そういうことから影響はほとんどないと評価しております。しかし、豊富な講師陣を備えた当制度の趣旨からすると、学校や地域、団体などに広く当制度の普及と浸透を図り、市民の学習需要にこたえる必要があります。これまでの周知方法から一步踏み込んで自治会等へのダイレクトメールはもちろんのこと、代表者会議等での内容説明や講師謝礼の一部負担なども考え、人材バンクの利用拡大を図っていきたいということから、事業の方向性に、やや拡大と上げております。点検評価に当たって外部評価委員との意見交換については、2月15日に評価項目の選定理由から、内部評価に至る項目に関する説明を行い、8月22日には点検評価報告書のまとめということで事業の報告の説明と、これを含めた総体的な意見交換を行っております。人材バンクの登録者と生涯学習奨励員とは意見交換はしておりません。

評価表の事業コストの決算額は、現在のこの制度は定期的な講師の入替え整備や連絡調整により、適切な講師の紹介を行うのが主たる事務であるため、事業費はゼロです。人件費のコスト計算は、年度予算書の末尾に記載されている一般職職員の平均給与に各事業の事務事業専従者数、具体的に言えば担当者の仕事全体の中のその事務の割合を乗じたものを概算人件費として評価シートに記入することとしております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 最初に、自動販売機の関係でにかほ市行政財産使用料徴収条例によりますと、第5条で「財産を使用させる場合においては当該使用に関し、当該財産の維持管理に要する費用のうち、使用者に負担させることが相当である費用の額を使用料に加算して徴収するものであり」というふうにしてあります。というのは、この使用料を見ますと、例えば電気料とかそういうもの——電気料が多く使われているというところ等を見ますと、使用料については非常に安いということが読み取れるわけです。したがって、そういうことについてどういう——この後、見直し等がやられると思いますが、調整すると、時間をかけてというふうにしてありますので、そういうことについても見直しされていくのかどうか。それから電気料ですが、どういうふうにして、この自動販売機の電気料を算定しているのか、一台一台についてメーターがついているものかどうか、そういうことについてちょっと分かりませんので伺いたいと思います。

それから、146ページの斎場管理委託費についてですが、答弁の中では、今年度から両施設の管理形態については同一に統一をしてやっていますというお話でしたので、その内容について、指定管理者制度の移行について検討した結果、こういう形になったと思いますので、その点について伺いたいと思います。

それから、社会教育費についてであります。お話分かりました。分かりましたけれども、この一回事業を起こした場合に、平成20年度・平成21年度・平成22年度と3年間も1回も利用された実

績がないという形で、それをもっと何というか広くいろんな形で啓発をしたり、あるいは —— という事で教育委員会としては考えたということで、やや拡大というふうにしたというお話でしたが、その辺について例えば事業を一回起こして全然ないという話で、もっと拡大というその辺の何ていうか —— そこに至ったですねものについて少し聞きたいと思うんです。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、お答えいたします。自動販売機の関係でございます。竹内議員御指摘のとおり、にかほ市行政財産使用料徴収条例の使用料に加算できるという条項がございますが、その辺のところ、確かに一覧表を見ますと 22 番の金浦公民館の関係とかではすべて使用料に含まれているというような状況でございますので、その辺のところ、条例も —— の中身もちょっと検討させていただきまして適正な形にもっていきたいと思っております。

また、電気料につきましては、基本的にはそれぞれメーターをつけて別個に電気料を負担していただいているということでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 生活環境課長。

●生活環境課長（須藤正彦君） 再質問についてお答え申し上げます。両斎場ありまして、それぞれ前は管理形態が若干異なっておりますけれども、平成 23 年度におきまして人の火葬がある場合、一日につき 2 万 5,000 円、それから 2 件目以降の火葬につきましては一件につき 5,000 円を加算すると。それから、火葬のない日に伴う施設の管理業務は一日につき 8,000 円、なお、象潟斎場につきましての動物の火葬のある場合につきましては一日につき 2 万円、なお、追加については同様に 5,000 円を加算をすると、そういうふうな契約形態に改めました。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 平成 22 年度に評価の対象にしましたけれども、これはやはり今までのそういう人材バンクの活用について、このままではいけないということで重要課題にして分析したところであります。今後については、先ほど御質問にお答えしましたけれども、この事業が活発に行われるように努力してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 消防費の常備消防費について、あの 7 件について、2 件は鳴動したと思われますと。ですから 5 件については分かりませんと。そうすると、火災があった 7 件とも火災報知機というか火災警報器とも言われますけれども、ついてあったということでいいのか。そして、死亡されました 1 名、それから負傷した 2 名については、その鳴動したと思われる 2 件に入っているのかどうか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 7 件の火災の内容ですけれども、この死亡した 1 名というのは自損行為で焼身自殺をしたものでございます。他の負傷者 2 名ですけれども、これは —— 建物敷地内でガス管の交換作業中に発生した作業事故の、ガスに火が点いて火災が起こったものでございます。もう一名のけがのほうは、火災があったとき避難しようとして切創したものと聞いております。いずれも火災報知器は鳴ったかどうかは実際には確認はしておりません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） 私のほうからは3点ほど質問させていただきます。始めに決算審査意見書の5ページに記載されておるわけですが、不納欠損額が前年度より約1,600万円増加したと、そして3,465万8,000円になったと、こういうふうに報告されております。これは即時欠損処理が要因であるというふうに報告をされているわけですが、通常、欠損処理というのは大方理解できますが、この即時欠損処理に至ったこの経緯をお伺いします。

次は、決算書の2ページから3ページにかけてですが、1款の5項目の特別土地保有税についてでございます。この土地につきましては、昨年の9月の定例会でどういう土地であるのかということで私質問させていただきましたけれども、その後で、この土地については倒産した法人のものであり、倒産した法人の当時の代表と交渉しておりますけれどもなかなか進展していない。今後、何かその進展しない場合は、公売を考えているというふうに昨年の9月の定例会で総務部長が述べられております。今年の内容を見ますと、まだ未済になっております。したがって、今日までどのような交渉があったのか、その説明をお願いいたします。

それから3点目でございますが、決算審査意見書の15ページに表が載っておりますが、平成22年度の歳費の不用額、これが約3億315万円となっております。そして、これが予算に対するその支出の執行率が91.7%というふうに記載されてございますので、この数字の評価をお伺いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、佐藤代表監査委員。

●監査委員（佐藤正行君） 即時欠損処理の経過についてお答えいたします。即時欠損処理については、先ほど竹内議員の議案質疑の中で総務部長のほうからもお答えありましたが、地方税法第15条の7第5項に該当するものであります。条文では納税義務者が死亡し相続人がいない場合、または相続放棄により納付する者がいない場合、あるいは会社が倒産し不動産が競売にかかっても配当がなく、ほかに換価するものがない等によるものが即時欠損の対象というふうになっておりました。平成22年度においては80件、2,416万655円ですが、前年比増加した主要因としては、法人1社による即時欠損が大部分を占めておりました。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは二つ目の特別土地保有税について御答弁いたします。これにつきましては昨年の答弁の後、倒産した法人の当時の代表者と4回ほど交渉しております。その方も土地を処分し、納税したいというふうには申しておりましたが、当時、土地を購入する際に第三者が仲介して抵当権、債権額2,500万円ですが設定してございます。それを解除しようとして司法書士に依頼していたところでありまして、昨年度の場合は、市では抵当権解除後の公売も考えていたとの御説明を昨年度させていただいたところでございます。その仲介した方が現在行方をくらましておりまして、探している状況でございます。まだめどがつかないでございます。市においてオークションに出すにしても抵当権が設定されたままでございますと落札は望めません。また、土地を測量して境界ぐいを打って隣接の境界確認をもらわないと、この競売にもかけられないということで、測量と境界確認は一筆につき数十万円かかりますということで、この土地につきましては6筆の山

林で3万2,913平米ございますが、その経費上で売却できれば経費分は戻るわけでございますが、買い手がない場合は経費の持ち出しとなります。また、売却できた場合でも抵当権への配当が優先されるということで、税金にも入らないということになります。このような状況から、市としては倒産した法人の当時の代表者と粘り強く交渉をしているところではございますが、このまま抵当権を解除できない状態では、会社も倒産して実態がないことでもございますので、今後も状況が変わらなければ不納欠損ということも考えなければなりません、まずは今後も代表者と交渉を続けながら、できるだけ納付に結びつけたいと考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤代表監査委員。

●監査委員（佐藤正行君） お答えいたします。執行率につきましては、平成21年度が94.3%、平成22年度が91.7%となっております、前年に対してみますと2.6%の減となっております。執行率は予算現額に対する実際に支出された額の割合であります、その割合だけでどうのこの判断しているわけではございません。翌年度にいろいろな事情がありまして、翌年度に繰り越される繰越額を加味した場合を見ております。その場合の平成22年度の執行率は98.2%となっております。

また、不用額につきましては平成21年度が2億7,077万円で予算現額に対して1.6%、平成22年度が3億315万円で予算現額に対して1.8%となっております、前年に対して0.2%の増となっておりますが、このように大きな増減は見られないために、おおむね妥当と判断いたしております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 15ページの税の滞納の問題です。県に秋田県地方税滞納整理機構というのがあって、いろいろ市町村と連絡を取りながら改善を図るというふうになってはいますけれども、そのところによる差し押さえの有無がどうなっているかというその内容等、それが一つ。それから、滞納の中でも今の時世ですから、なかなか大変で納めたくとも納めることができない、こういう方々も結構おるんじゃないかというふうに思いますので、把握していただければどの程度かということについてお尋ねします。

それから、79ページの産業医ですが、仕事の内容と実績についてお尋ねします。

それから、81ページ、コミュニティーバスの収支、これがどのようになっているかどうかお尋ねします。

それから、149ページの自然エネルギー普及促進事業委託料、この内容、実績についてもお尋ねします。

それから、飛びますが221ページ的生活サポート業務委託料、いろいろありましたけれども、どのような総括をしているかどうか、もし総括をしているとすればその内容、それから、この件については会計監査のほうから何か指摘があったものかどうかをお尋ねします。

続いていいですか、決算の方に、決算書。

●議長（佐藤文昭君） はい。

●12番（村上次郎君） 決算意見書の中に6ページですが、簡素で効率的な行財政運営を推進して

いくことが市当局及び職員一人一人に求められているというふうになっているわけですが、内容は出ていません。それで、監査の中で指摘してきたことがもしありましたら、こういうことだということで例を挙げてほしいと思います。また、今後の財政運営についても意見書の中に税収入の確保、受益者負担の適正化とありますが、その内容についても、ここで話できるものをお尋ねしたいというふうに思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、秋田県地方税滞納整理機構の関係から御答弁をいたします。平成 22 年度において秋田県地方税滞納整理機構に引き継ぎした事案は全部で 5 件ございます。そのうち差し押さえ件数は 3 件、預貯金が 2 件、生命保険が 1 件でございます。また、引き継いだ 5 件のうち 3 件、これは人数とも一致しますが——については財産もなく、納付が困難と判断されまして、滞納処分執行停止が適当と秋田県地方税滞納整理機構より処理事案取り消しとなって、市において滞納処分執行停止の処理を行っております。

次に、納めたくとも納めることができないと思われる滞納者でございますが、8 月 31 日現在において生活保護、あるいは生活困窮により滞納処分執行停止を行っている方は 607 名、うち平成 22 年度において執行停止をかけた方は 89 名でございます。

次に、産業医の仕事内容と実績でございます。産業医については労働安全衛生法第 13 条により常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場には、産業医を専任することが義務づけられております。当にかほ市では 2 人専任してございます。79 ページの 2 款 1 項 1 目 1 節の産業医報酬 72 万円の産業医は、金病院の金直樹先生でございます。また、同じく 3 節職員手当等の中の産業医手当 72 万円は、にかほ市国保診療所の和田智子先生でございます。

産業医の仕事でございますが、労働者の健康管理、指導・助言、職場環境への専門的な指導・助言などを行うことになってございます。その実績でございますが、職員個人の相談実績として、平成 21 年度中に 1 人、1 件、平成 22 年度中にも 1 人、1 件の実績がございます。平成 21 年度の 1 件は職員の健康上のことで家庭内環境、職場環境への順応について、また、平成 22 年度の 1 件は、職員の病気休暇の件で、いずれも国保診療所の和田先生へ相談して指導を受けたところでございます。また、労働安全衛生法に基づくにかほ市職員衛生委員会を平成 21 年度から毎年 2 月に開催してございますが、お二人の産業医の方から出席いただき、御意見をいただいているところでございます。

なお、平成 22 年度からは職員の職場健診、人間ドック等の結果を各産業医の先生方にチェックしていただきまして、就労の際の健康状態に関する指導・助言を個別にいただいているところでございます。お二人の先生の担当区域でございますが、象潟地域と消防は金直樹先生、仁賀保・金浦地域は和田智子先生となっております。以上でございます。

次に、コミュニティーバスの収支でございます。歳入については県補助金のマイタウンバス運行維持費補助金が 159 万 5,000 円、それに雑入の項目にありますコミュニティーバス路線運賃収入が 502 万 1,226 円、それにコミュニティーバスの回数券の収入が 93 万 9,000 円となっております、歳入の合計では 755 万 5,226 円となっております。また、歳出でございますが、コミュニティーバス代行運行委託料として上郷線、大竹線、院内線、そして釜ヶ台線の 4 路線合わせまして 3,328 万

5,266円の支出となっております。この結果、歳入歳出の差引額では2,573万40円のマイナスとなっているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 149ページの自然エネルギー普及促進事業委託料の内容と実績でございます。この事業は秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金事業を活用し、雇用対策の一環として失業者を雇い入れ、主に住宅用太陽光発電の導入に関する普及促進を目的として市内事業者へ委託したものです。平成22年7月1日に委託契約を締結しまして、その後、ハローワークを通じて2人の方を雇用しております。内容、実績でございますが、雇用者の実務研修への派遣や市民を対象とした太陽光発電システムの説明会を9月・10月・2月の3回開催しております。この説明会には市民参加者は3回で計53人となっております。また、1月には33事業者が参加する関連展示会へも参加し、普及啓蒙を行ったところであります。

また、決算額の内訳につきましては、264万3,873円のうち雇用者の賃金等の人件費が194万9,670円で、実績としては73.8%となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 生活サポート業務委託料についてお答えいたします。本年の3月の議会でもお話をさせていただきましたけれども、平成22年度においては市の行政改革と学校生活学習サポート員の継続配置が可能であるものとして外部委託を行ったわけでありまして、今年度は市が継続契約しようとした者に対し、受注者からの継続辞退により契約できなかったものです。市としては、平成22年度においてそれぞれメリットがあるものと思っていたもので非常に残念に思っております。今後も行財政改革は着実に進めなければならないものと思っております。費用対効果を検証しながら、このサポート員配置については今後も努力してまいりたいと思っております。

なお、本事業委託業務についての会計監査からの指摘はありませんでした。契約に至る過程や契約方法、支払状況について、問題なく決算できたものと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤代表監査委員。

●監査委員（佐藤正行君） 監査の中で指摘した例を挙げてくださということについてお答えいたします。直接指摘という形態ではなく、ヒアリングの段階で情報交換の形でお話をさせていただいております。この課のこれがどうだこうだという話は特に記述していません。簡単に分かりやすくお話させていただければ、行政の場合は民間と違って、どうしても縦割りの仕事になりやすいと。野球でいけば、私たちは内野手、あなた方は外野手と、同じ課の中でもそういうふうなことが過去の行政の中ではやられていると。そういうものがこれからの時代では適応しなくなるので、課内全員が全員で野球するんだという形での考え方に基づいていろいろな問題等、改善等をやりたいというふうなことをヒアリングの段階で話をしているというふうに御理解いただきたいと思っております。

また、税収入の確保、受益者負担の適正化の内容についてお答えいたしますが、市税収入の減少が続いている状況の中で課税の適正化、または徴収率の向上等によって税収入の確保に努めることが非常に大事になるわけですが、受益者負担についても使用料の把握を行い、適切な確保を行

い、改善してほしいと。適正な使用料というのは、先ほども自動販売機等々でいろいろなルールがありましたということも一つですし、それから、特定の自治会で特定に使われているという施設等々もありましたので、その辺のところも、これからやはり検討していかなきゃいけないでしょうねというふうな話が分かりやすい内容の事例としてお答えさせていただきます。以上の内容です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 66 号の質疑を終わります。

所要のため、11 時 30 分まで休憩といたします。

午前 11 時 22 分 休 憩

午前 11 時 30 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 67 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから議案第 75 号平成 22 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの計 9 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 67 号から議案第 75 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 76 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。始めに 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 何点かありますのでお願いします。

最初に 17 ページの 2-1-4 の財産管理費の庁舎等改修工事 7,000 万円についてであります。説明では 3 庁舎の非常用発電機の更新・新設という話でした。さらに消防費の災害対策費の 640 万円がありますが、公共施設と小・中学校や仁賀保高等学校に発電機と投光器を整備すると説明されました。防災計画として将来的に他の避難所になる施設等にも逐次整備していくなど計画を立てているもので、一貫性の工事と受けとめていいのか伺います。

二つ目は、18 ページの 2-2-1 の税務総務費の修正申出による地積測量委託料 58 万 5,000 円についてですが、以前に行われた地積調査の結果に対して修正申出が出され測量するものようですが、過去もこれまでもありました経緯について、今回の予算計上に当たっての経緯について伺います。

21 ページであります。3-2-1 児童福祉総務費の備品購入費 398 万 7,000 円については、説明資料もいただきましたが、これは県の事業で今回の場合は追加募集されている内容のようです。おむつ交換台など二つ以上設置されている施設をこどもの駅と知事が認定するものようです。説明では、市の 12 施設に整備するものですが、この事業を行うに当たって民間にもこの事業は当てはまるようですので、説明をし応募等呼びかけしたものかどうか伺います。

33 ページ、9-1-5 災害対策費の災害時要援護者支援システム導入業務委託料 497 万 5,000 円についてですが、さきに自治会長等に災害時要援護者支援のために自治会内の要援護者と支援者等につ

いて調査や、あるいは同意書等取りまとめを行っているようですが、今回のこの事業は、それに基づいたものですか。要援護者数、支援者数、また、責任範囲など、これまでの取りまとめ状況と自治会のほうの受けとめ方等あったというふうにして聞いておりますので、これについて伺います。

34 ページ、事務局費の臨時雇用賃金について、県の緊急雇用創出臨時対策金基金事業費補助金 927 万 9,000 円を活用して、教育施設環境整備事業を行うと説明ありました。広報の募集内容では、学校施設等施設整備作業となっております。補助金 927 万 9,000 円で計画している整備作業の内容について伺います。

35 ページと 36 ページ、小・中学校の管理費の中で臨時雇用賃金について、小学校は 164 万円の増、中学校は 128 万円の減ですが、それぞれの補正の理由が前項の 34 ページの事業と関連性があるのかどうか、増と減の理由について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは一つ目の庁舎等改修工事 7,000 万円について答弁いたします。3 庁舎に整備する非常用発電機の更新及び新設につきましては、このたびの東日本大震災を受けまして長時間にわたる停電対策として今回設置更新するものでございまして、東日本大震災では庁舎機能のほとんどが一時的に停止して、各種諸証明の発行事務など住民サービスの低下が余儀なくされたところでもございました。これらを解消するために今回 3 庁舎に非常用発電機の整備を行うための工事費として 7,000 万円を計上したところでもございます。象潟庁舎につきましては既存の 100KVA のディーゼル発電機が 1 台ございますが、これをパワーアップしまして 130KVA に更新します。また、新たに庁舎の屋上に無線統制室用の専用の 35KVA の据え付け型のディーゼル発電機を設置するもので、象潟庁舎としては 2,300 万円を計上したところでもございます。また、金浦庁舎につきましては、既存の 5KVA の据え付け型のディーゼル発電機がございまして、これを撤去しまして新たに 200 ボルトの 80KVA の据え付け型ディーゼル発電機を建屋を含めて新設するものでございます。事業費として 1,700 万円を計上しております。また、仁賀保庁舎では新たに 200 ボルトで 130KVA の据え付け型ディーゼル発電機を金浦庁舎と同様に建屋を含めて庁舎敷地内に新設するもので、3,000 万円を計上したところでもございます。これらの事業を実施いたしますと、災害等により停電した場合、象潟庁舎ではこれまで災害対策本部となる大会議室、あるいは庁舎の各廊下の照明、それから一部コンセント、それから浄化槽、あるいは給水ポンプ、消火ポンプなどの稼働が現在可能なわけでもございますが、さらにパワーアップしたものに替えることによりまして、一部の業務、照明関係、窓口業務の遂行が可能となるものでございます。

それから、金浦庁舎、仁賀保庁舎につきましては、停電時におきましても新たに今回整備することによりまして、東北電力からの通常受電時と同様に庁舎内すべての電力が賄えることになってございます。通常の業務が可能となるということでもございます。

今回の大震災を受けまして災害における停電時の庁舎機能のマヒを解消して、災害時においても一定の市民サービスの提供を可能とするためのものでございます。また、消防費に計上しております公共施設と小・中学校及び仁賀保高等学校に発電機と投光器等を整備する事業につきましては、あくまで避難所としての備品の整備を図るものでございまして、市の防災上の災害時の停電対応と

いうことですので、一貫性のある事業と御理解いただきたいと思ひます。

それから、二つ目の税務総務費の修正申出に係るものでございます。今回の修正申出は2カ所ございまして、一カ所は仁賀保の芹田地区、この件については土地所有者が相続に伴いまして敷地境界確認のため測量調査したところ、隣接者との境界が所有している作業小屋の内部まで食い込んでおりまして、公図と現地が不整合なため申し出があったものでございます。この作業小屋は国土調査以前から建てられていたものでございまして、国土調査の間違ひであるということで修正をするものでございます。

もう一カ所につきましては、象潟の洗釜地区でございまして、自作農創設特別措置法により別々の方に処理しなければならないものを、誤って同じ方に処理したため、国土調査時に合筆してしまったものでございます。法務局の指導によりまして国土調査前に戻すための修正でございまして。以上、2カ所の測量及び図面等の作成委託料でございまして。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 21 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の備品購入費関係についてでございます。このこどもの駅の設置事業は県の独自事業で、事業実施主体も県となっております。県では民間の事業者に対しては、県のホームページ等による広報、あるいは県商工会連合会を通して各商工会へ情報提供を依頼していると説明を受けております。特に市への周知依頼はございません。ただし、事業者への補助金がある場合は、市を経由するということとなります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 次に、災害対策費の災害時要援護者要支援者支援システム導入委託料 497 万 5,000 円についてでございます。災害時要援護者支援システム導入委託料につきましては、御質問のとおりこれまで行ってきました災害時要援護者に関する事業に基づくものでございます。災害時要援護者に該当される方は約 3,000 名となっておりますが、常に人数の変化がございまして、最新の情報に更新する必要があるものでございます。これら該当者のデータ管理を行うため、システムを導入するものでございます。該当者のうち避難支援者を必要とされている方につきましては 360 名でございます。これまで避難支援者を必要としている 360 名の一人一人の方々に対しまして 2 名の避難支援者を特定するため、自治会、民生委員、自主防の皆さん方に説明会を開催して御協力をお願いしてまいったところでございます。説明会の中では避難支援者として同意書を提出することに抵抗があるなどの意見が多く出されました。このような御意見を踏まえまして、国のガイドラインに沿ったやり方を押しつけるという方法ではなくて、地域で取り組みやすい避難支援のあり方を検討していただき、避難支援者の負担にならないよう柔軟な対応をしていただくことで御理解を得ながら計画を進めているところでございます。

避難支援者の責任の範囲ということにつきましては、あくまでも任意の協力でございまして、例えばそのとき出かけて近くにいなかった場合、また、自分の家族、あるいは自身の身にも危険が及んだ場合など、そのときの状況によっては要援護者を避難させることができないことも十分考えられます。そのような場合であっても避難支援者が責任を問われることはございません。要援護者の避難支援を行うことで避難支援者が犠牲になることはあってはならないことだと考えております。

このことは支援を受ける側も、支援をする側も、しっかりと理解しておいていただきたいと考えているところでございます。今後も説明会等での御意見を踏まえながら、災害時に備えた災害時要援護者対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 10-1-2の事務局費の臨時雇用賃金についてお答えいたします。この事業の活用に当たっては、主に小・中学校10校の施設整備を目的としております。各校には男性の校務員がそれぞれ一名配置されて、グラウンドや校地内の緑地化、雑草除去、植栽の手入れ、小規模な補修作業等を行っておりますけれども、必ずしも満足のところまでできておりません。これらを補っているのが委託料のグラウンド整備委託や通常の修繕料であります。学校のすべての維持管理を予算内で行うことは困難であり、PTAや児童生徒もそれぞれ奉仕的作業などで施設の環境美化等に取り組んでいただいております。これらを少しでも前進させる目的で、今回、緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用することとしました。半年間ではありますが、校務員の作業を補完する作業、グラウンドの部分的整備、側溝の泥揚げなど、わずかでもきれいになったと言えるような整備作業を行うこととしております。また、冬期間は学校の出入り口や学校近辺の通学路など小規模な除雪作業も計画しております。これらの作業については、学校以外の教育施設全般についても状況に応じて作業を行う計画としています。このため、補助事業としての事業名は教育施設環境整備事業としたものです。予算としては作業員賃金が6名分、軽トラック3台のリース料、家庭用除雪機リース料、これらに係る燃料費と消耗品を補正計上させていただきました。また、作業員の社会保険料として16ページの総務費総務管理費共済費に83万9,000円を上げており、合わせて927万9,000円の事業費としております。

次に、小学校管理費と中学校管理費の臨時雇用賃金についてお答えいたします。10-2-1の小学校管理費の164万円は、小学校校務員の配置換えに伴う増であります。主なところでは、上郷小学校の女性校務員が象潟中学校に異動し、臨時職員が配置されたための増額であります。また、10-3-1の中学校管理費の128万円の減額は、中学校校務員の配置換えに伴うもので、上郷小学校から女性校務員が配置されたために臨時職員の賃金が不用となったためです。竹内議員おっしゃっておりますけれども、前項の事業と関連がありますかということでもありますけれども、これは関係ありません。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） それでは最初にですね災害対策費の災害時要支援者支援システム導入業務委託料についての内容で大体分かったんですけども、心配することはやはりそれは当局のほうもあつたんじゃないですかということ、同意書の提出、それから3,000名のうちおよそ支援を必要とする方は360名と、それに2人ずつの支援者がつく。支援者を各自治会で何ていうか——つける場合に、いろいろとあつたやに聞いております。そしてその後、この同意書ですからね。今の問題とかなり微妙な、何ていうかあれが出てくるんじゃないかということ、その点については十分おそらく当局としては考えてやることになると思いますが、その辺についてちょっと詳しくですね、詳しくというかももう少しありましたらつけ加えていただければと思います。

それから、34 ページの事務局費の臨時雇用賃金について、その中で私も冬期間どうするんだろうと、除雪の問題とか、そういうまでいくのかというふうにして、というのは、学校施設等施設整備作業というふうにしてなっていますので、そうすると例えば通学路の一定のところまで除雪ができるのかどうかとか、そういうふうにしてありましたので、今のお話ですと全部はできなくとも一定のところまでできますよという話でしたので、それでよければ私は分かりました。

あと、さっきの 35・36 の件で、説明の中で私がメモを間違ったのか、上郷小学校から象潟小学校とおっしゃったように聞いたんですが、象潟中学校ですか。象潟中学校だとすれば納得します。

●議長（佐藤文昭君） 総務課長。

●総務部総務課長（阿部均君） それでは災害時要援護者について御説明いたします。先ほど部長も御説明いたしましたけども、確かに説明会時には、その要援護者に対する同意書を市のほうへ提出するには抵抗がある、要は支援者がかなり高いその負担を強いられるという意見が大変多く出ました。それらの意見に基づきまして説明会時の後半になりますけれども、市のほうでは、その支援者 2 名という形ではなくても、各自治会、自主防災会で進められるような形で進めていただきたい。それで、その進め方としては、例えば 2 名の支援者ではなくて自主防で助けに行くとか、自治会でその方は助けに行くとかという形のものも今提出なっております。それらについては、まだ同意書等について提出は求めておりません。最初に説明した段階では同意書を提出してくださいと言いましたので同意書を提出している自治会で個別計画 2 名の支援者を決めている自治会等もあります。それはあともう、各その自治会、自主防災組織に進め方については任せるという形で今現在進めております。今現在、49 組織から個別計画について提出されております。200 名ほどの要援護者という形になっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 教育委員会総務課長。

●教育委員会総務課長（齊藤義行君） 今の臨時雇用事業によって除雪のほうはどうかということですが、基本的には学校等の出入りが基本的になります。通学路としたのは、通学路については国道・県道・市道がございますけれども、その所管については各関係機関の所管、それから除雪の体制等がございます。それらを見きわめながら、やはり学校のほうで支障ありと判断したものについては、学校近辺のものについてもぜひこの事業において除雪をしたいというふうにして考えております。

●議長（佐藤文昭君） 昼食のため、1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17 番池田好隆議員。

●17 番（池田好隆君） 通告は 4 点してございましたけれども、2 番の 12 ページ、2-1-4 の 17、庁舎

の非常用発電機 7,000 万円の件でございますけれども、さきの質問に対する答弁で内容を理解しましたので質問を割愛いたします。通告は 3 点お聞きします。

第 1 点、10 ページでございます。9-1-1 地方特例交付金 1,614 万 4,000 円の減額でございます。トータルで 3,385 万 6,000 円になるようでございます。平成 22 年度決算では、この数値が 4,722 万 2,000 円となっております。それから地方交付税でございますけれども、今回、2 億 6,595 万 9,000 円の増額でございます。トータルでは 53 億 6,595 万 9,000 円になるようでございます。参考までに平成 22 年度決算では 50 億 784 万 7,000 円になるようであります。政権等も変わりました。地方交付税というのはなかなか積算しにくい歳入であるということは理解いたしますけれども、算出方法等について近年、大きな違いみたいなものがあるのかどうか。というのは、地方重視というふうなことでいろいろ言われておりますけれども、そういった財政面の配慮みたいなものが感じられるのかどうかということでございます。

それから第 2 点、18 ページでございます。2-2-1-13 土地評価業務委託料 580 万 8,000 円の減額でございます。これは説明があったわけでございますけれども、私ちょっと聞き漏らしましたのでお伺いしたいと思います。このような経済状況から土地評価の見直しの事業といいますか、これを休止するというふうな説明であったと思いますので、もうちょっと内容を詳しくお伺いしたいと思います。

それから第 3 点、39 ページでございます。12-1-1-23 償還金利子及び割引料 4 億 5,741 万 6,000 円の増額でございます。繰上償還、非常に結構だわけでございますけれども、非常に大きな金額でございます。この今回の繰上償還の主な理由は何かと。それから、この繰上償還する地方債は縁故債なのかどうかと、以上 3 点お伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは 1 点目の地方特例交付金、あるいは地方交付税等の算出方法等についてでございます。地方特例交付金につきましては、平成 22 年度に比しまして平成 18 年度・平成 19 年度の制度拡充がなくなりました。平成 23 年度分につきましてはこども手当支給に伴う地方負担分は国から交付されることとなったこととございまして、このため 1,000 万円弱の減額となっております。

また、普通交付税の 2 億 6,595 万 9,000 円の増につきましては、平成 23 年度の国からの地方交付税の算定におきまして、地方の地域活性化・雇用・子育て施策に継続して取り組む必要性を踏まえまして、特別枠地域活性化・雇用等対策費に 1 兆 2,000 億円を新たに計上して、総額で 0.5 兆円増の 17.4 兆円となったところでございます。この結果、本年度のにかほ市の普通交付税は昨年度と比較して 1 億 5,811 万 2,000 円増の 51 億 6,595 万 9,000 円となったところでございます。

増額の要因でございますが、基準財政収入額においては市税の個人所得割及び固定資産税の償却資産分などの減少などによりまして、前年比約 9,000 万円減少しております。

一方、基準財政需要額におきましては、臨時財政対策債への振替額が前年比約 2 億 8,100 万円減少したことなどによりまして、基準財政需要額において約 6,800 万円増加したことなどによるものでございます。

以上のようなことから、御質問の地方重視の面から従来に比べての算出方法については、地方特例交付金を除きまして、それほど大きな違いがあるものではないものと分析しております。

続きまして、3点目の土地評価業務委託料 580万8,000円の減額についての内容でございます。土地評価事務統合業務は平成18年度から本年度までの継続事業で、単独事業として実施してきたところでございます。平成18年度から平成20年度までは平成21年度の評価替えにあわせまして宅地等について行いました。また、平成24年度の評価替えにあわせまして田、畑、山林等について評価見直しを行う計画で平成21年度に現地調査及び状況類似設定を、また、平成22年度は標準値の評価を行ったところであります。しかし、その標準値の評価そのものは、今の実勢価格等を勘案して評価しているもので、課税標準額はその評価額に農地の場合は限界収益修正率55%をかけて算出しております。税率をかけた場合、現在の税額の2倍から3倍の税額となります。また、山林につきましても修正率はありませんが農地と同様に現在の税額の、これも2倍から3倍の税額となる状況でございました。議案説明で市長が申しましたが、現在の農業情勢、あるいは林業情勢から、生産の基盤となる土地の固定資産税を上げられる状況にはないということで、平成24年の評価替えには昨年行った標準値評価は使用しないで、現在使われている評価額で様子を見なければならないということで今年度の業務委託、田、畑、山林等の全筆価格を評価入力する業務を中止することとして減額するものでございます。

次に、繰上償還についてでございます。繰上償還金4億5,741万6,000円の主な理由についてでございます。現在の市債の借り入れ状況等につきましては、平成22年度末の市債の借入残高は、お手元の決算書の441ページ、地方債現在高の状況のとおり200億9,639万5,000円となっております。また、今年度の起債借り入れ予定額は平成22年度の繰越事業及び今定例会に補正計上しております事業を含めまして19億6,939万4,000円、また、市債の元金償還予定額はこのたび計上しました任意の繰上償還額4億5,741万6,000円を含めまして21億4,137万9,000円となりまして、これにより平成23年度末の市債残高は前年度末に比べ1億7,198万5,000円減少の199億2,441万円となる見込みでございます。このように今年度末の市債残高は、このたびの繰上償還の実施によりまして200億円の太台を割り込むものと考えております。市民一人当たりの市債残高でも約70万円ほどとなる見込みでございます。今後、平成26年度及び平成27年度に計画しております新ごみ焼却施設建設事業、これにつきましては現在のところ概算事業費30億円とも言われておりますが、合併特例債の起債額が19億円の見込みとなっております。さらにその後、院内、小出統合小学校の建設なども予定される状況にもあります。このような状況を踏まえまして、市債残高を平成25年度末までごみ焼却施設建設事業などの大型事業を実施しても、実質公債費比率が平成22年度の16.3%から県の許可が必要となる18%を超えないような財政運営を行っていく必要性から、市債残高を180億円台まで低減する必要があると考えておりまして、このたびの任意の繰上償還を実施するものでございます。

次に、2点目の繰上償還する起債は縁故債かということでございますが、秋田銀行からの借り入れ分が5件で2億3,531万6,000円、北都銀行からの借り入れ分が3件分で2億2,210万円、税率が1.44から2.06%の比較的高い利率でございますが、いずれも縁故債について繰上償還を実施す

るものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） 18ページからですけれども、17番議員の質問で大方理解しておりますので、ただ18ページの2款2項1目13節委託料について、(1)番の同様の事業というのは他市町村でも行われるはずですので、これはにかほ市単独の、独自の判断、当局の独自の判断によるものなのかをイエス・ノーでも結構ですのでお答えいただきたいと思います。

33ページは9款1項5目8節報償費ですが、津波避難地図ワークショップについて、当然この事業を実施するに当たり、事業計画、事業立案をしていると思いますので、さらに具体的な内容についてお答えをいただきたいと思います。

39ページの12款1項1目23節、この内容についても17番議員の質問に多くを委ねますけれども、今の答弁で大概分かりました。大体予測どおりの答弁だったと思います。ただ、(3)番目の繰上償還による効果ということで、若干括弧の中に後年度に支払う予定だった利子等の額等についてですが、本来であるならば期限の利益というのが法律上存在するんですが、ここら辺も関係なく、要するに繰り上げた分で本来の利子分を支払うことなく償還できるというふうに元本だけでいいということ、今年度分の本来ならばあと10年残っていれば10年度分の利子も含めて返さなきゃいけないというのが本来の契約上あるんですけれども、民法上あるんですが、そこら辺は契約上免除されての償還になっているのかどうかをお答えいただければと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは土地評価統合事務委託料につきましてでございますが、この事業を中止した判断につきましては、市独自の判断ということで御理解いただきたいと思います。また、これにつきましては、他の部門への影響ということにつきましては、固定資産の評価額を基準とするものは国税である相続税、県税である不動産取得税、不動産登記の際の登録免許税等がございますが、これらにつきましては見直しを行わないために現行どおりでありまして、影響はございません。

それから、二つ目の津波避難地図ワークショップについて具体的な内容についてでございます。津波避難地図ワークショップの関係につきましては、現在作成済みの津波避難地図を作成する際もワークショップを開催しておりました沿岸地域自治会、または自主防災組織46組織を対象に、浸水域の着色方法、津波に関する説明内容など、市民目線での分かりやすい表記について御意見を伺って地図に反映したところでございます。また、津波避難場所の検討も行っていただきまして、にかほ市地域防災計画に掲載しております避難場所に加えまして、津波の避難場所を選定していただき、地図に掲載しております。今回のワークショップでは、東日本大震災を踏まえまして、これまでの避難地図の点検のほかに見直しについて御意見を伺うものでございます。一つは基図、もととなっている図面を都市計画図に変更する作業が一つございます。それから標高をできるだけ詳細に分かりやすく表記するというようにしてございます。また、新たな津波避難場所、避難路の選定、避難場所、避難路の整備などの検討もあわせて行います。これら三つの見直しについて御意見を伺うものでございまして、ワークショップは各地区に分けて2回ほど開く予定でございます。3番目の津

波避難場所、避難路の選定などに関しましては、9月3日に行われた津波避難訓練でも多くの自主防災組織が津波避難訓練を実施しておりまして、新たな課題なども出たものと思われまので、状況を見ながら、現場を見ながら、また検討することも必要になってくると思われま。また、津波対策全般についての協議の場としても考えておりますので、幅広い御意見を伺って津波対策に役立てていきたいと、このように考えてございま。

それから、償還金利子及び割引料につきまして、三つ目の今回の繰上償還による効果ということでございますが、今回の繰上償還によりまして平成23年度以降の後年度に発生する利子、これは約2,620万円の支払いがなくなるものでございま。先ほど御質問のありました繰上償還に伴う補償金等は免除なるものでございま。また、今回の繰上償還の実施によりまして、実質公債費比率の低下が図られることになりまして、平成23年度の実質公債費比率は平成22年度の16.3%から15%台になるものと考えているところでございま。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 21ページのこどもの駅については一覧表もいただきましたし、ほとんどの内容分かりました。市長の市政報告にもあったわけだ。ただ、この標示もステッカー等であるということですが、ちょっと気になったのは、この一覧表にあるように設備があるんですが、実はその授乳もしたかった、だけどもそれはなかったというようなことが起こらないのかどうか、あらかじめここにはこれだけのものしかないんだよと、あるいはこれだけのものが充実しているというふうなのが事前に伝わっていればいいんですが、2種類以上あればいいと、2種でも設備があればいいというところで、そういうことが生じないかどうかちょっと気になりましたので、もし答弁できたらお願いします。

それから、33ページの消防施設費の庁舎冷温水発生機改修工事ですが、この機械がどのぐらい経って、いつごろから故障して、もちろんあるものが故障しているから不便な点もあるわけですが、そういう点の支障はなかったかどうか。

それから、教育振興費の備品購入の内容についてお尋ねしま。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 今回お手元に配付しております一覧のとおりでございまが、この追加で備品を設置する件につきましては、それぞれの施設にお任せして確認をしているところでございま。それぞれの施設で、ぜひこれだけは備えたいということを独自に検討していただいた結果、これは要望として上がってきたものを担当課のほうでまとめて申請するという形になったものでございま。

●議長（佐藤文昭君） 次に、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 消防本部庁舎の冷温水機の使用経過年数は10年と4ヵ月で、平成12年度末に消防本部庁舎完成時に設置したものです。故障が確認されたのが今年の6月16日で、例年どおり冷房への切り替え作業を行い、冷房機作動試運転により故障が確認され、即時運転を中止し、以後使用できない状態にあります。この故障による支障については7月の中旬から8月中旬まで暑い日が続く——日中はもとより夜間の気温も下がらず、当直署員については寝苦しい状況下にあ

りましたが、幸いにも消防本部の通信指令室は別系統での空調でありましたので、冷房が効きましたので、暑さが厳しい場合にはここに避難するなどして、特に体調を崩す署員もおりませんでした。現在のところ、これ以外の支障は出ておりません。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 教育振興費の備品購入についての御質問にお答えいたします。歳入の国庫補助金の平成 23 年度理科教育設備整備費等補助金を活用して、小学校及び中学校の理科、算数・数学教育の備品購入に充てるものです。小・中学校の理科については、計量器や実験機械器具、標本、模型などであります。小学校の算数及び中学校の数学については、提示説明器具や計算器具などの備品購入に充てるものです。新学習指導要領に基づくものですが、理科、算数の学習内容が他教科に比べて大きく教科の内容が増加しております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 消防庁舎の設備について、ちょっとお尋ねします。大変夜間の勤務、あるいは救急出動等で仮眠をとったりということで、いろいろ通常の勤務と違った難儀さがあると思うわけですが、そういった勤務条件が落ちたといったときには、特別に例えば予備費などからでも補正予算を待たずに修理するというふうなことができなかつたかどうかということがちょっと気になりましたので、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 実際は暑い日が続く時期となるころでしたので、総務のほうとも相談したんですけども、余り高額なために予備費は使えないということで、早急に修理はできなかつたものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 専決処分については考えませんでしたか。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 専決処分までは考えていませんでした。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 76 号の質疑を終わります。

次に、議案第 77 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 説明でもいろいろあったんですが、算定の誤りで減額、あるいは増額というふうなのがありました。新聞等の報道で少しは見たような気がしますけれども、その誤りの内容、これはにかほ市だけでないわけで、原因、あるいは市としてはそのために負担が増えたとか、あるいはそういうことがないかどうか、それから今後の対応等についても連合会のほうでは対策、あるいは今後のあり方などについても確認、それから進め方についてもチェックを厳しくするとか、そういうことはあると思うんですが、それらについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 国保連合会の共同事業拠出金の算定誤りについてでございますが、

さきの6月定例議会の市政報告でも述べておりますが、県の国保連合会が平成21年度から平成23年度分まで各市町村が負担する拠出金の割合を算定する際に、過去3カ年に支払われた交付金の額で算定すべきところを、過去3カ年の拠出金をもとに算定していたというものでございます。誤って算定したのは、医療費の負担が市町村ごとに大きく偏らないようにするために、かかった医療費に応じて各自治体に交付金として再配分する高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に係る拠出金となっております。にかほ市の拠出金は平成21年度・平成22年度分で2,028万3,000円の返還金が発生したほか、平成23年度分についても268万2,000円の歳出の減額となっております。これに伴いまして国庫支出金と県支出金についても影響が及ぶことになりまして、今回の補正では現段階での精算方法により補正処理を行っているところですが、過年度分につきましては今回の補正でトータル842万6,000円が市の収入増となっております。

なお、このほかに国の普通調整交付金についても影響があるわけですが、現段階では精算方法が確定しないということのために3月補正で対応したいと考えているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 分かりましたが、その——計算の誤りと、算定の誤りと言えばそれまでなんですけど、対策等についてはあったんですか、なかったんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民課長。

●市民課長（佐藤克之君） お答えします。対策等については、連合会のほうからも申し出がありまして、これ以上に数値の精査を行っていくというふうな旨の報告がありました。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）から議案第83号平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）までの計6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第78号から議案第83号までの質疑を終わります。

日程第25、議提第4号原子力発電からの速やかな撤退及び自然・再生エネルギーの本格的な導入に関する意見書についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第4号について、12番村上次郎議員の説明を求めます。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） あらかじめ配付されている議員提案の第4号なんですけど、実は2枚目のほうで各担当大臣にあてるということで名前が入っております。しかし、御承知のとおり経済産業大臣が辞任をしております。ニュースでは今日、選出されるという話はあるんですけども、そのところが変わりましたら入替えをするということを前提にお願いしたいというふうに思います。

議提第4号原子力発電からの速やかな撤退及び自然・再生エネルギーの本格的な導入に関する意見書。別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。9月12日。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員村上次郎。賛成者、にかほ市議会議員竹内睦夫、同佐々木弘志、同竹内賢、同伊東温子、同鈴木敏男、同奥山収三、同菊地衛、同齋藤修市となっております。

提案に当たって、今の事故については被害に遭っている方々はもちろん、この前の防災訓練のときも避難している方の話を聞きましたけれども、そういう方々にとっても、また、原発事故を収束させるために過酷な労働をせざるを得ない、そういう作業員の皆さんにも思いを寄せなくてはならないというふうに思っております。この意見書を検討する段階で幾つかの疑問、あるいは心配の声がありました。それに答える形で提案の説明をしたいと思えます。

意見書の政府に対する要請は、原子力発電からの速やかな撤退を決断するようとしています。撤退を決断することを速やかにしてほしいということです。ドイツの場合、2022年まで原発を廃止するとしています。その具体的な進め方は、原発14基あるうち福島事故後の安全点検で稼働停止になったのが7基、それと故障続きで稼働停止している1基、それはそのまま廃炉にするというふうにしています。そして、今から4年後の2015年には1基、2017年と2019年にそれぞれ1基ずつ、2021年に3基、2022年に3基と、段階的に廃炉を進めているとしているのがドイツの状況です。日本でも原発からの撤退をどのくらいの期間で行うのか、日本のエネルギーをどうするのかなどについては、さらに検討を加えながら決められるべきだというふうに考えます。

また、電力不足の心配もありました。この夏、節電の推進とも相まって計画停電などはしなくて済みました。大月書店の原発・放射能図解データという本によると、もともと日本全国の火力発電と水力発電がフルに働けば、原子力発電を稼働させなくても過去最高の電力需要を賄えるだけの設備容量があることを示しています。これらの資料の出所というのは、環境エネルギー政策研究所と電気事業連合会、つまり電力会社の連合会のものを使っているのです。また、京都大学原子炉実験所助教の小出裕章氏の本では、火力発電をフル稼働すれば原発分は十分に賄えると資料を示しています。実際は保守点検などで全部が動くわけではないのですが、出力の調整が難しい原子力発電の稼働率を高めるために水力や火力の稼働率が低く抑えられ、全発電設備の年間設備利用率は約50%にしかなくなっているというふうにしています。原発には安全神話ともう一つ、原発の必要神話がある、このように長田浩昭氏が7月19日、本荘グラウンドホテルでの講演会で資料を示しながら言っていたことも印象に残っています。速やかに原発から撤退することを決意してもらいたい理由の例を1に挙げてみます。

原発からの撤退を決意すれば、見通しのない六ヶ所村の再処理工場、高速増殖炉もんじゅに予算を注がなくて済みます。六ヶ所村の再処理工場は完成してから14年、建設費用は7,600億円と試算されていました。しかし、現在までに2兆1,930億円が注ぎ込まれていますが、成功のめどは立っていません。高速増殖炉もんじゅは1994年から動き出しましたが、稼働して間もなく、御存じのようにナトリウム漏れ事故を起こして停止、2010年に運転再開をし、そしてまた停止、そして現在に至っても実用化にはほど遠い状態にあります。この施設にも、これまで1兆円もの予算を注ぎ込んでしまっています。

次の例です。私の家に来たこのような電気使用量のお知らせというのがあります。これには下から2行目あたりに太陽光発電促進賦課金の項目があり、金額が10円となっています。これがさら

に上がったら大変だと思うのは当然だと思います。ところが、電気使用料金にはこうした項目をあえて書いていない電源開発促進税として毎月の電気料金に含まれて、この中に入っていて、徴収され、原発関係に使われている税があります。税率は電気料金の約2%、平均すると一家庭当たり100円前後と言われていますが、私の家の場合、計算してみたら8月分の電源開発促進税は約160円となり、太陽光発電賦課金の16倍というふうになります。国の総額では、この税が約3,500億円になります。原発中心に使う税金を自然エネルギー推進に回すことができれば、各家庭の負担は増やさずに済むのではないのでしょうか。

以上述べましたが、安心・安全で将来性のある電力をつくり出せるよう、意見書送付に賛同くださいますよう、よろしく願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号の質疑を終わります。

なお、議提第4号については最終日の9月22日に討論、採決を行います。

日程第26、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第62号の審査のため、議長を除く19人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午後1時38分 休憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（19名）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝子	福 祉 課 長	齋 藤 洋
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行
社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八	消 防 本 部 消 防 次 長	柳 橋 稔

.....

午後1時38分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は19人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に17番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19番齋藤修市委員を推薦します。御異議ありませんか。—— 暫時休憩します。

午後1時40分 休 憩

午後1時41分 再 開

●年長委員（村上次郎君） 再開します。

先ほど19番齋藤修市委員をと述べましたけれども訂正します。各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますが、今回は1番伊東温子委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） ありがとうございます。異議なしと認めます。したがって、委員長には17番池田好隆委員、副委員長には1番伊東温子委員が決定いたしました。

17番池田好隆委員、1番伊東温子委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午後1時42分 休 憩

午後1時43分 再 開

【一般会計決算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま委員長に指名されました池田でございます。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第 66 号をそれぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（池田好隆君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 44 分 散 会

.....

午後1時44分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第72号の審査のため、議長を除く19人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午後1時45分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（19名）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝子	福 祉 課 長	齋 藤 洋
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齊 藤 義 行
社 会 教 育 課 長	齊 藤 栄 八	消 防 本 部 消 防 次 長	柳 橋 稔

午後1時46分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することになります。

ただいま出席している委員は19人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に17番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19番齋藤修市委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には17番池田好隆委員、副委員長には19番齋藤修市委員が決定いたしました。

17番池田好隆委員、19番齋藤修市委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午後1時47分 休 憩

午後1時48分 再 開

【一般会計予算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長に指名されました池田です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第76号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。
暫時休憩いたします。

午後1時49分 散 会

.....

午後1時49分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、議案及び請願・陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第83号までの23件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、請願第1号及び第2号、陳情第6号から第10号について、お手元に配りました請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第29、請願の紹介を議題とします。

今定例会に提出された請願1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書の紹介を求めます。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） それでは、請願第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願についての請願理由を申し上げます。

請願事項、軽油引取税免税措置の恒久化のため、地方自治法第99条の規定に基づき、漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置に関する意見書を国会関係行政庁あてに提出することということで、請願理由は請願書のとおりでございます。

つけ加えて申し上げます。平成20年度までは軽油を漁船に使用する場合、軽油引取税は恒久措置として免税されておりましたが、皆さん御承知のとおり平成21年度の税制改正において道路特定財源は一般財源化され、漁業船舶に使用する軽油については平成23年度末まで臨時処置として免税されております。ちなみに現在の免税価格は軽油1リットル当たり換算で32円10銭であります。免税措置が終了すると、この価格は漁業者が負担することになります。漁業は費用に占める燃料費のウエイトが非常に大きい産業であり、例として沿岸イカ釣り漁業においては燃料費の割合が32%、タクシーが7%、トラックが5%と、漁業が高い割合であることが御理解できると思います。漁獲量の減少、漁価の低下等々の中、漁業者は燃料費の削減の努力は、かつてあらゆる手段を講じておりますが、さきに述べたとおり燃料費が大きなウエイトを占めざるを得ない漁業という食料供給産業に御理解をいただきますようお願い申し上げます。この地域には大切な産業であります。議員各位におかれましては御理解をいただき、採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願書の紹介を求めます。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 未曾有の3.11の東日本大震災を受けて、東北地方だけじゃなくて全国的な各

地方自治体は大きな責任を負っております。その中で私たち地方議会として、これに対する対処としては、やはり地方からしっかりとした政策を組み上げて、そして疲れている避難者、あるいは震災を受けた人方、そういう人方をきちんと受けとめていく、そういう地方の公共団体としての責任があると思います。そういう意味からいって、国としてもしっかり地方を守っていく、あるいは応援をしていく、そういう姿勢をつくっていただきたいということで今回この地方財政の充実・強化を求める意見書が——出していただきたいということで連合秋田本荘地域協議会のほうから出されております。私も賛成する立場で請願について紹介をしたいと思います。

請願理由については、ここに述べられております。したがって、一読されていただければ、そのとおりだと皆さんからも御賛同をいただけると思います。

意見書の案は、これは別ですので、請願事項としては被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分講ずること、二つ目は、医療・福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティーネット対策の充実、農林・水産業の再興、環境対策など今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画、地方交付税総額を確保すること、三つ目、地方財源の充実・強化を図るため国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と較差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的対策を求めること、この請願事項三つであります。

地方自治法第99条によって、にかほ市議会がこの請願を取り上げて採択をお願いして紹介にかえたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これで請願の紹介を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後1時57分 散 会
